平成２２年（フ）第５６８号
茨城県常陸太田市天神林町847番地の48
債務者　宇佐美敏美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５７１号
茨城県東茨城郡大洗町磯浜町128番地
債務者　谷田部　力
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５７７号
茨城県水戸市新原１丁目19番40号
債務者　古谷　光子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５８４号
茨城県小美玉市羽鳥2624番地
債務者　仲田登美子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５９５号
茨城県笠間市箱田579番地３
債務者　村角　勲道
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６１４号
茨城県水戸市文京２丁目４番10号
債務者　滑川　敬一
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６１６号
茨城県那珂市飯田3641番地６
債務者　水竹理志愛（旧姓蒲田）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６１８号
茨城県ひたちなか市田宮原4355番地１　第１田宮原住宅14―４―４
債務者　関口　幸子（旧姓寺門）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６２６号
茨城県常陸大宮市田子内町3247番地の２　市営桜の丘住宅Ｃ棟303号
債務者　大久保光枝
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６２８号
茨城県ひたちなか市大字佐和3043番地10
債務者　和泉ひで子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１２６０号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地16―104号
債務者　杉本　眞秀
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７６号
京都府宇治市広野町西裏17番地の10　ＮＳコーポⅡ302号
債務者　穴見　哲朗
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７７号
京都府宇治市広野町西裏17番地の10　ＮＳコーポⅡ302号
債務者　穴見　京子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４６号
京都市伏見区小栗栖森本町13番地　市営住宅小栗栖団地17―506
債務者　藤谷工務店こと　藤谷　哲夫
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
兵庫県姫路市御立中４丁目８番10号　セジュール平松202
債務者　内海美代子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７５９号
兵庫県加古郡播磨町宮西１丁目12番10号　メビウス201号、従前の住所福岡県直方市大字頓野2231番地３
債務者　山本　桂子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７７０号
兵庫県姫路市網干区新在家1373番地11　弘和荘27
債務者　梅田　侑司
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部